

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第 10 期]）策定に向けたスケジュール

1 概要

- (1) 介護保険事業計画は介護保険法によって 3 年ごとに市町村が定めなければならない法定計画とされており、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成するよう定められている。（介護保険法第 117 条、老人福祉法第 20 条の 8）
- (2) 令和 8 年度に、高齢者福祉施策や介護保険制度の方向性を定め、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 10 期]）を策定するため、令和 7 年度は基礎調査として、市民や介護サービス事業所に対して、アンケート調査を行う。

2 スケジュール（予定）

年度	時期	内容
令和 7 年度	10 月～11 月	順次アンケート開始（在宅介護実態調査は 8 月から実施予定）
	11 月～R8.3 月	集計、調査結果の分析、報告書の作成
	3 月末	調査報告書の完成
令和 8 年度	5 月～	報告書の公表、計画策定部会等での施策検討
	12 月～R9.1 月	パブリックコメント実施
	3 月末	計画書策定

3 調査の種類

名称	対象	発送件数 回収率
一般高齢者調査	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	2,000 件 55%程度
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	65 歳以上で要支援 1・2 に該当の方、要介護認定を受けていない方、地域包括支援センターで基本チェックリストを行い事業対象者となった方	8,900 件 55%程度
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方で、更新申請または区分変更申請に伴う訪問調査を受けた方	600 件 100%
要介護認定者調査	65 歳以上で要支援・要介護認定を受け在宅で生活をしている方	1,800 件 60%程度
特養入所希望者調査	65 歳以上の方で、特別養護老人ホームにお申し込みされている方	400 件 45%程度
介護サービス事業所 調査	市内に所在する介護保険サービス事業を提供する事業所（一部サービスを除く。）	525 件 70%
【新規】 在宅生活改善調査	市内に所在する居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターの利用者のうち、過去 1 年で、現在のサービス利用では在宅生活の維持が困難になっている方	100 件 70%
【新規】 居所変更実態調査	市内に所在する住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム（地域密着型含む）の利用者のうち、過去 1 年で施設を退所した方	100 件 70%

以 上